離婚後、児童手当の受給者を変更したいとお考えの方へ

◎児童手当は、原則、父母のうち所得の高い方が受給者資格者となりますが、父母が離婚した場合は、所得の状況に関わらず、児童と住民票上同居している父母いずれかに支給されます。離婚された方、これから離婚する予定の方は、次のとおり手続きいただくことで法の規定に基づき、手当の支給を受けることができます。

**◇支給条件（すべて満たすことが必要です。）**

１　現受給者（元配偶者）とあなたの世帯が住民票上別であること。（同一住所でも世帯が別であれば可）

２　児童とあなたが同一世帯であること。

３　離婚の事実を証する書類を提出できること※

　※離婚の受理証明書、離婚の記載のある戸籍謄本等。同時期に児童扶養手当などひとり親の手当てを申請し、これらの書類を提出した、または提出予定の場合は不要です。

なお、市が公簿等で離婚の事実を確認できる場合は、省略することができます。

**◇申請の時期**

１　上記の支給条件を満たした後、認定請求ができます。

２　元配偶者との別居日または離婚日のいずれか直近の日の翌日から15日以内に申請してください。遅れると、手当を支給できない月が生じる場合があります。離婚の事実を証する書類については、申請時点で用意できなくても結構ですので、お早めに申請してください。

**◇認定までの流れ**

１　支給条件を満たした後、認定請求を受付します。

２　市で内容を審査し、支給開始月を決定します。（別居日、離婚日、認定請求日等を確認し、決定します。）認定したら、通知を発送しますので、支給開始月、支給月額等を確認してください。

３　現受給者の手当は職権で消滅します。

**注意**

※ＤＶ被害者が配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合は、手当の申請方法が異なりますのでご相談ください。

※申請の状況（審査内容）によっては、手当を支給できない月が発生することがあります。ご了承ください。

【問い合わせ先】

北上市新穀町一丁目４番１号

保健・子育て支援複合施設　ｈｏＫｋｏ２階

健康こども部子育て支援課　育児支援係

ＴＥＬ　0197-72-8261

参考：児童手当法抜粋

（支給要件）

第四条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

　一　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

　　イ　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校終了前の児童」という。）

　　ロ　中学校終了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

　二　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつこれと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

　三　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

　四　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日にまでの間にある施設入所等児童（以下「中学校終了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校終了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

２　前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高いものによつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

３　第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものみなす。

４　前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。